別紙３

交付対象農用地面積の変更理由等の調査について

第１　目的

本対策における交付金の算定の対象農用地面積（以下「交付面積」という。）の変更については、過年度に交付した交付金の遡及返還に繋がる場合もあることから、変更の実態を把握し適切な指導助言が行えるようにするものです。

第２　調査対象

全ての活動組織及び広域活動組織（以下「活動組織等」という。）を対象

とします。

第３　調査方法

下記事項を参照のうえ「別紙４　交付面積変更理由等の調査表」の必要箇所に入力後、市町村で取りまとめのうえエクセルファイルをメールにて提出してください。

なお、交付面積の変更に伴う交付金の返還の扱いについては、別紙５「多面的機能支払交付金の返還について」をご確認ください。

　１　提出期日　　平成２９年１０月１０日（火）※必着

２　記載内容及び記入に係る留意事項

別紙４の記載内容及び留意事項は次のとおりです。

1. H28確定交付申請面積

継続の活動組織等について平成２８年度に申請された農地維持支払の交付面積を記載していますのでご確認ください。

1. H29.9.12時点交付申請面積

9月12日時点、道協議会で把握している農地維持支払の交付面積を記載していますのでご確認ください。

1. H29確定交付申請面積

「面積確認基準日」に基づく確定後の交付面積を記載してください。

面積の変更がない場合も、確定面積を記載して提出してください。

なお、農地維持支払と資源向上支払の面積が異なる場合には農地維持支払の面積を記載してください。

　　　※　H29制度改正による「水田の畑地化に伴う単価の経過措置」について

　　　　　本年度（H29）この経過措置を適用する農地維持支払の水田交付対象面積が

ある場合は、その面積を「※田のうち、経過措置適用面積」欄に記載してく

ださい。（該当組織の道協議会事前提出変更事業計画において、この適用面

積が資源向上支払交付対象面積と齟齬がないことを確認するために使用し

ます。）

1. 変更面積

・継続組織について

①H28確定交付申請面積に対し③H29確定交付申請面積が変更されている場合に、変更された面積を自動で記載していますのでご確認ください。

・Ｈ２９新規地区及びＨ２９再認定地区（H29～33）について

②H29.9.12時点交付申請面積に対し③H29確定交付申請面積が変更されている場合に、変更された面積を自動で記載していますのでご確認ください。

1. 面積変更理由及び当該面積

④で変更面積が記載されている活動組織は、全ての変更理由別に当該面積、地目及び変更の理由等を記入します。

変更理由については、想定される内容を次のとおり例示しますので、参考に具体的な内容を記載してください。

なお、下記例示に当てはまらない理由等がありましたら、ご相談ください。

また、遡及の有無及びH29年度の扱いは次のとおりです。

【想定される変更理由の例】

（１）やむを得ない理由

・道営事業による農道の用地買収

・高規格道路の建設に伴う仮設用地への提供

・農機具の収納施設（Ｄ型ハウス）の建設

（２）ほ場整備の精査

・換地の確定に伴う精査　※参考資料２　参照

（３）上記以外

・砂利採取に係る一時転用

・○○町における農振農用地の見直し

・個人住宅の建設に伴う転用

・町営住宅の建設に伴う用地買収

・現況地目の移動（田→畑）

・北電鉄塔建設などに伴う除外［※収用適格事業に該当する場合は（１）の扱い］　※参考資料３　参照

【遡及の有無及び認定年度】

・別紙５「多面的機能支払交付金の返還について」を参照の上、遡及の有無を確認し記載・選択してください。

・認定年度は、当初認定年度又は当該農用地を交付金算定の対象とした年度

を確認し記載してください。

なお、「農地・水保全管理支払交付金」については、活動（実施）期間（H24～28）が終了したことから活動開始年度に遡って返還する必要はありません。

このため、遡及となるのは多面的機能支払交付金の活動期間で、最大H26年度の認定年度までとなります。